

- の文言は改定後に変更となります。
- の文言は改定後に追加となります。

## カードご利用代金 WEB 明細書サービス利用特約

改定前	改定後
第 1 条（本サービスの内容）	第 1 条（本サービスの内容）
<p>1. 「カードご利用代金 WEB 明細書サービス」（以下、「本サービス」という）は、りそなカード株式会社（以下、「当社」という）が発行したカード（一部のカードを除く）保有者（以下、「会員」という）に対し、当社発行のカードにかかる毎月のカード利用代金明細書を、郵送による方法に代えて本利用特約に規定された方法により提供するサービスをいいます。</p>	<p>1. 「WEB 明細」（以下、「本明細」という）は、りそなカード株式会社（以下、「当社」という）が発行したカード（一部の法人・提携カードを除く）保有者（以下、「会員」という）に対し、当社発行のカードにかかる毎月のカード利用代金明細情報を、当社指定のウェブサイトで閲覧を提供するものです。会員は、本特約に規定された方法により当該ウェブサイトを開覧することで、カード利用代金明細情報を確認することができます。</p>
<p>2. 本サービスには、割賦販売法第 30 条の 2 の 3 各項に規定される書面、および貸金業法第 17 条第 6 項に規定される書面が電磁的方法により交付されることが含まれます。</p>	<p>2. 本明細には、割賦販売法第 30 条の 2 の 3 各項に規定される情報提供、および貸金業法第 17 条第 6 項に規定される書面の交付が電磁的方法により行われることが含まれます。</p>
<p>3. 第 2 項に関し、平成 19 年 12 月 19 日（以下、「基準日」という。）以前に本サービスの申し込みを行った会員が、本サービスにて貸金業法第 17 条第 6 項に規定される書面を電磁的方法により交付を受ける場合（以下、「法定書面の電磁的交付を受ける場合」という。）は、当社が別途定める方法にて承諾を得るものとします。ただし、基準日以前に本サービスの申し込みをした会員が本サービスにて法定書面の電磁的交付を受ける場合であっても、既に貸金業法施行令第 3 条の 4 第 1 項に定める承諾（以下、「法定承諾」という。）を得ている場合には、別途承諾を得ることは不要とします。また、基準日より後に本サービスの申し込みをした会員が本サービスにて法定書面の電磁的交付を受ける場合であっても、法定承諾を得ていない場合には、当社が別途定める方法にて承諾を得るものとします。</p>	<p>3. 第 2 項に関し、平成 19 年 12 月 19 日（以下、「基準日」という）以前に本明細の申し込みを行った会員が、本明細にて貸金業法第 17 条第 6 項に規定される書面を電磁的方法により交付を受ける場合（以下、「法定書面の電磁的交付を受ける場合」という）は、当社が別途定める方法にて承諾を得るものとします。ただし、基準日以前に本明細の申し込みをした会員が本明細にて法定書面の電磁的交付を受ける場合であっても、既に貸金業法施行令第 3 条の 4 第 1 項に定める承諾（以下、「法定承諾」という）を得ている場合には、別途承諾を得ることは不要とします。また、基準日より後に本明細の申し込みをした会員が本明細にて法定書面の電磁的交付を受ける場合であっても、法定承諾を得ていない場合には、当社が別途定める方法にて承諾を得るものとします。</p>
<p>4. 当社は、本サービスの申し込みを行った会員に対して</p>	<p>4. 当社は、法令で定める場合または第 1 項で除いた一部</p>

<p>も、システムメンテナンスその他の理由により一時的に本サービスの提供を中止し、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付することがあります。</p>	<p>の法人・提携カードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します。</p>
	<p>5. 当社は、システムメンテナンスその他の理由により一時的に本明細の提供を中止し、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付することがあります。</p>
<p>第2条（本サービスの利用）</p>	<p>第2条（本明細の閲覧方法）</p>
<p>本サービスの利用を希望する会員は、本利用特約を承認したうえで、当社の定める方法により本サービスの利用登録を行うものとします。利用登録が完了した場合に、本サービス利用登録会員は、本サービスを利用することができるものとします。なお、本サービスは、パソコン等によってインターネット接続できる環境を整えていることを前提とします。</p>	<p>1. 会員は、本明細の閲覧にあたり、本特約を承認したうえで、当社の定める方法により本明細を閲覧するための利用登録を行う必要があります。登録が完了した場合に、本明細登録会員は、本明細の閲覧が可能となります。</p>
	<p>2. 会員は、本明細の閲覧にあたり、パソコン等によってインターネット接続できる環境を整える必要があります。</p>
	<p>3. 会員は、前項の環境を整えることができない場合を含み、当社に対して申出をした場合であって当社が承諾した場合あるいは法令で当社が義務づけられる場合に限り、カード利用代金明細書を郵送にて受領することができます。なお、郵送にあたっては、当該書面の送付が当社の義務に属する場合を除き、会員規約に従い、当社は所定の手数料を請求することができるものとします。</p>
<p>第3条（カード利用代金明細書の通知方法）</p>	<p>第3条（WEB明細の通知方法）</p>
<p>1. 当社は、電子化されたカード利用代金明細書（以下、「WEB明細書」という）の作成が完了した旨を、会員が届け出たパソコン等の電子メールアドレスに宛てて電子メールを配信、または、電子メールアドレスの届け出がない場合は会員が届け出た住所に宛てて通知書を送付します。会員は、当該電子メールまたは通知書を受領後直ちに、当該電子メールまたは通知書において指定されたウェブサイトでWEB明細書を閲覧し、パソコン等でデータを保存することとし、データの保存ができなかった場合等には、当社に届け出るものとします。なお、WEB明細書を印刷して保存することを希望する会員は、パソコン等</p>	<p>当社は、本明細の作成が完了した旨を、会員が届出たパソコン等の電子メールアドレスに宛てて電子メールを配信します。なお、電子メールアドレスの届出がない場合は当社が定める適当な方法で通知する場合があります。会員は、当該電子メールまたは通知書を受領後直ちに、指定されたウェブサイトで本明細を閲覧し、任意でパソコン等でデータを保存することとし、データの保存ができなかった場合等には、当社に申出るものとします。なお、本明細を印刷して保存することを希望する会員は、パソコン等で本明細を印刷するものとします。</p>

<p>からインターネット接続のうえ WEB 明細書を参照し、印刷するものとします。</p> <p>2. 会員の本サービス利用期間中は、第 4 条第 2 項の場合および当社が必要と判断した場合を除いて、当社から会員へのカード利用代金明細書の郵送は停止します。</p>	
<p>第 4 条（電子メールアドレス）</p>	<p>第 4 条（電子メールアドレス）</p>
<p>2. 会員は、当社から会員に宛てた電子メールが不着であるとの通知を当社から受けた場合には、遅滞なく登録されている電子メールアドレスの確認、または必要に応じて変更の手続きを行うものとします。当社にて電子メール不着と認識されている期間は、当該会員へカード利用代金明細書等を郵送します。</p>	<p>2. 会員は、当社から会員に宛てた電子メールが不着であるとの通知を当社から受けた場合には、遅滞なく登録されている電子メールアドレスの確認、または必要に応じて変更の手続きを行うものとします。当社にて電子メール不着と認識されている期間は、<b>当社が定める適当な方法で通知する場合があります。</b></p>
<p>第 5 条（ハンドルネーム）</p>	<p>第 5 条（ハンドルネーム）</p>
<p>1. 会員が本サービスの利用登録をする際に必要となるハンドルネーム（会員宛て電子メールに挿入される仮名）には会員の本名を使用することはできません。</p>	<p>1. 会員が本<b>明細</b>を利用する際に必要となるハンドルネーム（会員宛て電子メールに挿入される仮名）には会員の<b>本名</b>を使用することはできません。</p>
<p>第 6 条（本サービス利用に必要な情報通信技術の種類および内容）</p>	<p>第 6 条（本<b>明細閲覧</b>に必要な情報通信技術の種類および内容）</p>
<p>本サービスの利用に関わるウェブ閲覧用ブラウザおよび電子メールの添付ファイル閲覧用ソフトウェアの種類・バージョンならびにハードウェアの機種等、ダウンロード用利用代金明細データ等の形式等のサービス利用環境は、当社ホームページにて指定するものとします。なお、本サービスを利用するにあたり、当社がサービス利用環境を変更した場合、会員は速やかにサービス利用環境を整えるものとします。</p>	<p>本<b>明細の閲覧</b>に関わるウェブ閲覧用ブラウザおよび電子メールの添付ファイル閲覧用ソフトウェアの種類・バージョンならびにハードウェアの機種等、ダウンロード用利用代金明細データ等の形式等のサービス利用環境は、当社ホームページにて指定するものとします。なお、本<b>明細を閲覧</b>するにあたり、当社が本明細の閲覧環境を変更した場合、会員は速やかに<b>閲覧環境</b>を整えるものとします。</p>
<p>第 7 条（本利用特約の適用および変更）</p>	<p>第 7 条（本特約の適用および変更）</p>
<p>当社は、当社が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本利用特約を変更できるものとします。</p>	<p>当社は、当社が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本<b>特約</b>を変更できるものとします。<b>また、法令の定めにより本特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</b></p>
<p>第 8 条（本サービスの利用の中止等）</p>	<p>第 8 条（本<b>明細閲覧</b>の中止等）</p>
<p>1. 会員が本サービスの利用の中止を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。</p>	
<p>2. 当社が会員に宛てた電子メールが一定期間連続して不着になったときは、当社は当該会員の本サービスの登</p>	<p>1. 当社が会員に宛てた電子メールが一定期間連続して不着になったときは、当社は当該会員の本<b>明細</b>の登録を、</p>

録を、当該会員に対して告知することなく、取り消すことができるものとします。	当該会員に対して告知することなく、取消すことができるものとします。
3. 会員が、当社が指定するサービス利用環境を整えられないことが原因で、本サービスを正常に利用できないときは、会員は速やかに本サービスを解約するものとします。	2. 会員が、当社が指定する本明細閲覧環境を整えられないことが原因で、本明細を正常に閲覧できないことがあることを会員は承諾するものとします。
4. 当社が本サービスの利用を認めないと判断したときは、当社は、会員に対し、別途その旨を通知することにより、いつでも、本サービスの利用を認めないことができるものとします。	3. 当社が本明細の閲覧を認めないと判断したときは、当社は、会員に対し、別途その旨を通知することにより、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付することができるものとします。
5. 会員が理由の如何に関わらず当社カードを解約した場合は、本サービスの利用は、同時に終了するものとします。	4. 会員は理由の如何に関わらず当社カードを解約した場合や、当社指定のウェブサイト閲覧に必要な ID 登録を解除した場合、本明細の閲覧はできません。
第9条（免責事項）	第9条（免責事項）
1. 当社の責によらない、通信機器、端末等の障害及び通信上の障害やインターネット環境等の事由により、本サービスの提供が遅延又は不能となった場合、若しくは、当社が送信した情報に誤謬、脱落が生じた場合、そのために生じた損害については、当社は何ら責任を負うものではありません。	1. 当社の責によらない、通信機器、端末等の障害および通信上の障害やインターネット環境等の事由により、本明細の閲覧不能または通知の遅延または不能となった場合、もしくは当社が送信した情報に誤謬、脱落が生じた場合、そのために生じた損害については、当社は何ら責任を負うものではありません。
2. 当社に故意又は重過失がある場合を除き、本サービスを利用することによって生じたいかなる損害についても、当社は何ら責任を負うものではありません。	2. 当社に故意または重過失がある場合を除き、本明細を閲覧すること、または閲覧できないことによって生じた如何なる損害についても、当社は何ら責任を負うものではありません。
(2019年6月改定)	(2022年5月改定)